



熊谷基署発 0719 第1号
令和3年7月19日

株式会社アタゴ

代表取締役 雨宮 秀行 殿

熊谷労働基準監督署長



有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定通知書

令和3年6月24日付け申請があった有機溶剤中毒予防規則第3条第1項による一部適用除外認定申請について、同規則第4条第2項に基づき下記のとおり認定したので通知する。

なお、認定に係る業務が同規則第3条第1項に該当しなくなったときは、認定を取り消すことがある。

また、認定に係る業務が同規則第3条第1項に該当しなくなったときは、遅滞なく、文書でその旨を熊谷労働基準監督署長あてに報告すること。

記

1 認定にかかる作業場所

株式会社アタゴ 深谷工場 操作パネル（シートスイッチ）作成及び印刷作業場所

2 認定にかかる業務の内容

操作パネルのスクリーン印刷

3 認定にかかる有機溶剤等の種類

エチレングリコールモノブチルエーテル、酢酸エチル、シクロヘキサンон及びミネラルスピリット

備考

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

2 この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。